

令和7年度 山武市農作業別標準賃金

区 分		標準賃金の額	備 考
水田作業		9,400円	賃金は1日当たりとする。 (実労働時間8時間)
準備作業 (トラクター)	水田耕起	7,200円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)
	水田代かき	7,600円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)
	畦塗り	42円	1m当たりとする。
育苗		900円	1箱当たりとする。種もみ代金を含む。 (硬化まで)
田植機による植え付け		9,200円	10a当たりとする。苗費は含まない。 (オペレーター付作業賃金)
収穫作業 (コンバイン)	刈取、脱穀	20,600円	10a当たりとする。乾燥場までの粃運搬費 は含まない。 (オペレーター付作業賃金)
	刈取から粃すりまで	47,800円	10a当たりとする。刈取、脱穀の料金に乾 燥調製480kg分の料金を加算した額。 (オペレーター付作業賃金)
乾燥調整		3,400円	60kg当たりとし粃すりまでとする。
畑作業一般		9,400円	賃金は1日当たりとする。 (実労働時間8時間)
畑耕耘(トラクター)		6,300円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)
草刈り「ハンマーナイフ・モア」 (トラクター利用)		8,900円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金) ※圃場の状況により、双方の話し合いで加 算する。

※ 内税金額です。

※ この表は、農作業をお願いするときの目安となる標準額を定めています。農地の状況、地域の実情により、依頼者と受託者の双方で十分話し合ってから決めてください。